

令和8年8月7日

「こどもの未来応援基金」令和9年度未来応援ネットワーク事業
よくあるご質問

＜変動加算による支援金額の引き上げについて＞

Q1. 変動加算により支援金額が引き上げられた背景を教えてください。

A1. 未来応援ネットワーク事業は、こどもの貧困に関わる支援であり、食事支援を含む活動が多くなっています。昨今の物価高騰(特に食材費高騰)の影響下でも、活動に支障が出ないよう、令和9年度においては変動加算として A 事業は上限額に 100 万円を加算し、150 万円超 400 万円以下の範囲の支援(B 事業の上限額の変更に伴い、下限額が変更)、B 事業は上限額に 50 万円を加算し、150 万円以下の範囲の支援というように支援金額を引き上げることといたしました。
なお、来年度以降の本取扱いの継続については、社会情勢等を考慮しながら判断することといたします。

＜全般＞

Q2. 交付金額の規模はどのくらいですか。

A2. 今回の募集による支援金の総額については、応募の状況等を踏まえ、基金事業審査委員会の審議を経て決定されます。なお、直近3か年の実績は下記のとおりです。

令和6年度：応募 404 件、支援決定 122 団体、約 2 億 2,710 万円

令和7年度：応募 460 件、支援決定 125 団体、約 2 億 4,419 万円

令和8年度：応募 473 件、支援決定 117 団体、約 3 億 2,122 万円

Q3. 事業 A と事業 B（小規模支援枠）が設けられている理由、違いを教えてください。

A3. 単年度の事業費が少額の団体に対する支援の強化を求める声が寄せられていることを踏まえ、小規模での活動を行う団体に対してより一層の支援をするため、令和2年度より事業 B を設けています。

令和9年度事業募集においては、一事業あたりの支援金額は事業 A では 150 万円超 400 万円以下、事業 B では 150 万円以下としています。

なお、同一団体からの応募は事業 A、B のいずれか一応募のみといたします。

Q4. 事業 B については、令和6年度事業募集までは、設立後5年以内の団体、または新規事業もしくは実施後間もない事業（事業開始から2年以内）を実施する団体という要件がありましたが、その要件はなくなったのですか。

A4. 令和7年度事業の募集から、上記要件は廃止されています。なお、団体の立ち上げ支援を行う趣旨から、設立から5年以内の団体は審査において優遇考慮いたします。

Q5. 過去に事業 A で採択されたことがあっても、事業 B で応募は可能ですか。

A5. これまで事業 A で採択された団体でも事業 B への応募は可能です。要望する支援金額によりどちらに応募いただくかをご判断ください。

- Q6. 応募や利用回数の制限はありますか。
- Q6. 利用回数の制限はありません。ただし、本制度では、多くの団体にご利用いただくため、過去に3回採択されたことがない団体を優先的に採択するための考慮を行います。
- Q7. 事業Bに、年間活動規模が 1,000 万円を超えるような団体が応募することは可能ですか？
- A7. 可能です。要望する支援金額が「150 万円以内」の場合には、団体規模に関わらず事業Bへの応募してください。

＜対象となる団体＞

- Q8. 応募時点で法人設立を申請中の場合、どのように記入すればよいですか。
- A8. 応募時点の団体種別を要望書に記入してください。応募時点で法人格がない場合は任意団体として記入し、法人化の計画（設立認可中を含む）がある場合はその旨を要望書「1-6.営利を目的としない法人化に向けた計画（任意団体のみ回答）」に記載してください。
- Q9. 株式会社等がCSR活動等の一環として実施する、営利を目的としない事業は対象となりますか。
- A9. 事業主体である団体が、営利を目的としている株式会社等の場合は対象となりません。
- Q10. 複数の団体や法人などで作られた実行委員会やコンソーシアム（共同体）の中に一般企業の方が含まれていても対象となりますか。
- A10. 実行委員会やコンソーシアム（共同体）そのものが任意団体となるため対象となります。
- Q11. 個人が非営利団体を設立した場合は対象となりますか。
- A11. 対象となります。ただし、複数人で組織され、かつ、理事（団体の代表者を含む）を2名以上置いていること（理事が1人の場合は、理事に事故があるとき又は理事が欠けたときにその職務を代行する者を定めておくこと）が必要です。
なお、個人が経営する店は、団体要件および非営利要件を満たさないため、対象となりません。
- Q12. 海外にのみ拠点事務所がある団体は対象となりますか。
- A12. 対象となりません。なお、国内に拠点事務所がある場合でも、専決権を有しない団体等は対象外となります。

＜対象となる事業＞

- Q13. 応募事業はこどもを対象とした事業のみが対象ですか。
- A13. こどもを主たる対象とした事業であれば、対象者が保護者等に広がった事業でも対象となり、若年妊婦、ヤングケアラー、若者支援等を対象とした事業も応募可能

です。

Q14. 海外に在住する者を支援する事業は対象となりますか。

A14. 対象となりません。日本国内に在住するこどもの貧困問題に取り組む事業のみが対象となります。

Q15. 調査研究事業は対象となりますか。

A15. 対象となります。

Q16. 参加者から利用料を取る事業は対象となりますか。

A16. 対象となります。なお、支援金額は、総事業費から利用料等支援事業にかかる収入を差し引いた額の範囲内となります。

Q17. 貧困の連鎖を予防するような啓発事業は対象となりますか。

A17. こどもの貧困が関係していれば、対象となります。

Q18. 対象者や利用者に制限を設けている事業は対象となりますか。

A18. 本基金の目的に沿っている事業であれば支援の対象となります。

Q19. 募集要領「3. 対象となる事業」の留意点に、国が定める制度に基づき実施している事業は支援金の交付対象とならない旨がありますが、具体的にはどのような事業が対象とならないのですか。

A19. 国が定める事業として、国又は地方公共団体から指定や許認可を受けて行うものが該当します。例えば、介護保険の対象となるサービスや、自立支援給付費の対象となるサービス、措置費による事業などです。

Q20. 自治体からの委託事業や補助金等を別に受けている事業を組み合わせる事業は、支援の対象となりますか。

A20. 補助金や助成金については、明確に対象費目の区分ができれば、原則として本支援金と他の助成金等を組み合わせる同一事業を行うことは可能です。ただし、費目の区分が可能な事業であっても、委託事業や主たる費目について他の助成金等を受ける事業、要望する支援金額を上回る助成金等を受ける事業は、対象となりません。

Q21. 団体が以前から行っていた事業は対象となりますか。

A21. 対象となります。ただし、事業Aの場合、令和8年度以前から実施する既存の事業については、拡充を含む事業が対象となります。

Q22. イベントを開催するために長期間の準備を要する事業は対象となりますか。

A22. 応募自体は可能です。あくまでもこどもの貧困対策として然るべき達成目標が明確であり、当該イベントによってその目標が達成されるか等の観点から審査の上で判断をさせていただきます。ただし、準備から開始までの期間で支援対象年度以外のものは対象となりません。

Q23. ある活動を行うための準備期間という内容は対象となりますか。

A23. 準備のみの事業は対象となりません。

Q24. 自己資金も投入し、6か月以上継続して事業を実施する場合、事業の立ち上げに必要な備品購入費と最初の1か月分の消耗品費を支援金の対象事業とすることは可能ですか。

A24. 支援金を1か月分の経費に全額充当する場合であっても、6か月以上事業を継続する場合は対象事業として認められます。なお、事業の実施期間が6か月未満の場合は、事業に必要な経費であっても全額対象外となりますので、ご注意ください。なお、事業翌年度に手続きをしていただく事業完了報告の際に、6か月以上継続して事業を実施したことを確認させていただきます。

＜経費の算定＞

Q25. 賃金の対象となる者の基準は何かありますか。

A25. 支援対象事業の実施団体が直接雇用する者であり、かつ、支援対象事業に従事する者であることが基準です。支援対象事業に専従する職員のほか、他の事業と兼務する職員も、支援対象事業に従事した時間分の賃金は対象とすることができます。ただし、団体の代表・副代表・監事は対象となりません。なお、労働基準法等の法令を遵守し、業務日誌や賃金台帳等の根拠書類など、支援対象事業に従事したことを証明できる書類を用意することも、対象とする基準となります。

Q26. 賃金については、金額の基準はありますか。

A26. 最低賃金以上の時給とする等の法令遵守を除き、賃金単価金額の絶対基準はありません。個別事情等を考慮のうえ妥当性を総合的に判断します。また、賃金の全体の妥当性は、賃金の総額、支給対象者との関係、個々の職員への支払額を、団体の実績や財務状況、応募事業の内容等を踏まえて、総合的に判断させていただきます。

Q27. 備品・家賃・賃金等を他の事業と共用とする場合、支援対象経費として計上は可能ですか。

A27. 使用時間や面積による按分などの明確な根拠をもって応募事業と他の事業との金額を切り分けることが可能であれば、費用計上することは可能です。

Q28. 支援金額調書の経費区分に該当がない費目の場合、どのように記載すべきですか。

A28. 基本的には、最も内容が近い費目に記載し、あてはまらない場合は、「上記以外の対象経費」に計上し、「内訳」欄に応募する団体の会計上の費目名を記載してください。

Q29. 応募時と実際に事業を行う時点とで資金計画が変更となることは問題ないですか。また、活動中にニーズ等の変化があり、事業内容が変更となる場合、予算の修正は可能ですか。

A29. 要望書に記載された事業内容、または要望時に確認した積算に変更がある場合、必ず事前に福祉医療機構の担当者に連絡・相談をしてください。変更内容に合理性が認められる場合には、変更を認めます。ただし、決定額の増額は認められません。

Q30. 資金計画の計上の際の注意点があれば教えてください。

A30. 注意点について、2点回答いたします。

①これまでの活動実績や財務状況に応じた適正な規模での資金計画を立案してください。

②支援期間終了後も事業を継続することを念頭に置き、事業継続に向けた内容を計画に含めることも検討してください。特に、人件費、家賃等の計上が大きく、かつ事業終了後も経常的に発生する場合は、要望書の「継続に関する計画」欄において、それらの経費を賄うために支援期間中からどのようなことに取り組むのか、検討し記載する等、留意することが必要です。

Q31. 資金計画において自己資金（一般会計繰入金）は必要ですか？

A31. 基準の範囲内なら、支援金だけで事業を企画しても問題ありませんが、支援期間終了後も事業を継続することを念頭に置き、支援期間中に利用料などの利用者負担をどの程度受け入れてもらえるか試行することをお勧めします。

＜選定方法及びその結果＞

Q32. 審査は、書面審査のみですか。

A32. こどもの未来応援基金事業審査委員会による書面審査を行うこととしていますが、必要に応じて個別に電話等にて照会をさせていただきます。応募後、連絡がとれる状況にしてください。

Q33. 審査結果の理由は教えてもらえますか。

A33. 個別の審査結果の理由については開示していません。

＜その他＞

Q34. 郵送で応募することは可能ですか。

A34. 郵送での応募は受け付けていません。福祉医療機構のホームページに掲載されている応募フォームへの登録により応募してください。ご不明な点がございましたら、恐れ入りますが福祉医療機構のNPO リソースセンターまでお問い合わせください。